

## 第2章 鉄道交通の安全

### 第1節 鉄道交通環境の整備

種 別	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
実施機関	近畿運輸局

#### 1 計画の実施方針および重点

鉄道施設の維持管理および補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、平成28年度に設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」においてとりまとめたホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策の実効性を確保するため、検討会を活用した進捗管理を行い、鉄道事業者の積極的な取組を促すことで、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組を推進する。

#### 2 計画の内容

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
線路施設等の整備	軌道強化	7,208m	325,336
	線形	322m	35,336
	線路増設	0m	0
	橋りょう改良	1箇所	15,000
	駅改良	8駅	1,708,403
	トンネル改良	0箇所	0
	防災・その他	12箇所	136,471

※ 事業量の欄に計上できないものは事業費のみに計上している。

種 別	(2) 運転保安設備等の整備
実施機関	近畿運輸局

#### 1 計画の実施方針および重点

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録

装置等について法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設またはその線区を走行する車両もしくは運転速度が100km/hを超える車両またはその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

## 2 計画の内容

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
運転保安設備等	自動閉そく信号	0箇所	0
	C T C化等	2箇所	31,500
	連動装置	4箇所	193,300
	A T S等	2箇所	7,200
	列車無線装置	1箇所	20,000
	信号機改良等	3箇所	8,785

※事業量の欄に計上できないものは事業費のみに計上している。

## 第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及

種 別	鉄道交通の安全に関する知識の普及
実施機関	近畿運輸局

### 1 計画の実施方針および重点

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホームおよび踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

### 2 計画の内容

- ・春の全国交通安全運動（平成30年4月6日～4月15日）
- ・秋の全国交通安全運動（平成30年9月21日～9月30日）
- ・踏切事故防止キャンペーン（平成30年11月1日～11月10日）

## 第 3 節 鉄道 of 安全な運行の確保

種 別	(1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施
実施機関	近畿運輸局、彦根地方気象台

### 1 計画の実施方針および重点

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

### 2 計画の内容

#### (1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、定期的にはまたは重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設および車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

また、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

#### (2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者および乗務員指導管理者が教育等について、適切に措置を講じるよう指導する。

全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察および年度監査計画における保安監査等を行う。

#### (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等およびその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。

また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

#### (4) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節(6)「道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震の監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報および警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

#### (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国および鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故または災害発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。

#### (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、今日的な課題である人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ・感染症等への対応について、経営トップの認識を高め、組織全体としての対応の促進を図るため、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の活用により、事業者の取組を促進するとともに運輸安全マネジメント評価を充実強化する。

## 第4節 鉄道車両の安全性の確保

種別	鉄道車両の安全性の確保
実施機関	近畿運輸局

### 1 計画の実施方針および重点

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

## 第5節 救助・救急活動の充実

種 別	救助・救急活動の充実
実施機関	近畿運輸局、総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部医療政策課

### 1 計画の実施方針および重点

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

### 2 計画の内容

全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察および年度監査計画における保安監査等を行う。

## 第6節 被害者支援の推進

種 別	被害者支援の推進
実施機関	近畿運輸局

### 1 計画の実施方針および重点

国や関係機関・各市町村と連携して、公共交通事故や重大交通事故の被害者等の支援への取組を推進する。

### 2 計画の内容

#### 1 平時における取組

##### (1) 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

##### (2) 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

#### 2 事故発生時の取組

##### (1) 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体および事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

##### (2) 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置

し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。